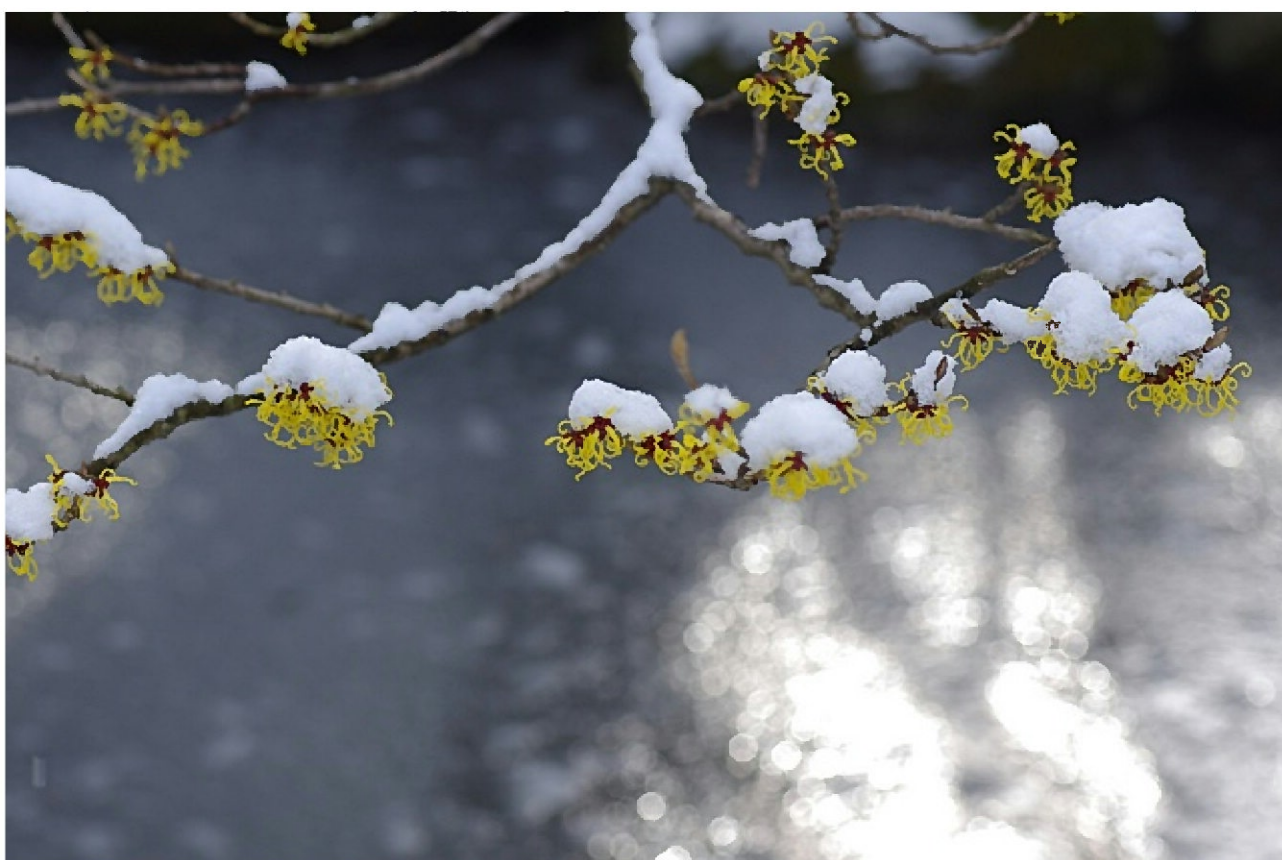




2010年3月号  
第120号  
平成22年3月31日発行

発行所 岩手県行政書士会 発行人(会長) 中澤弘文  
〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館5階  
TEL 019-623-1555 FAX 019-651-9655



### Contents

- |        |                        |         |                      |
|--------|------------------------|---------|----------------------|
| ・p 1～5 | 業務関連資料<br>(建設業法施行規則改正) | ・p 8    | HP掲載情報               |
| ・p 5   | 経営事項審査実施日程             | ・p 9～10 | 本会の動き                |
| ・p 6～7 | 全国研修会報告                | ・p10    | 日行連と東北地方協議会<br>連絡会開催 |
|        |                        | ・p11    | 会員の動向                |



# 業務関連資料

建設業法施行規則等の改正に伴い、財務諸表が改正され、平成22年4月1日より施行されます。

## 主な改正内容

### (1) 建設業法施行規則の一部改正

①貸借対照表（別記様式第15号）の見直し  
 ・「リース取引に関する会計基準」の改正により、実質的に割賦販売と同一視できるリース取引は、貸借対照表上で売買同様の処理を行うとされた。

⇒同会計基準の改正を踏まえ、貸借対照表の勘定科目として「リース資産」等を追加するとともに、所要の記載要領を追加。

②注記表（別記様式第17号の2）の見直し  
 ・「会社計算規則」の改正により、金融商品、賃貸不動産については時価評価に関する注記を行うこととされた。

⇒同規則の改正を踏まえ、注記表に金融商品等の時価評価に関する注記の記載欄を追加するとともに、所要の記載要領を追加。

③用語の整理（別記様式第15号、第16号、第18号、第19号）

・一般の会計慣行に合わせて、用語を形式的に整理(例 受取利息配当金→受取利息及び配当金)。

### (2) 関連告示の一部改正

・「工事契約に関する会計基準」の策定により、売上げ等の計上の原則が工事完成基準(工事完成時に売上等を計上) から工事進行基準(工事の進捗に応じて売上等を計上) に変更された。  
 ⇒同会計基準の策定を踏まえ、「完成工事高」(＝売上げ) の勘定科目の定義を変更。

## 新旧対照表

○建設業法施行規則(昭和三十四年建設省令第14号)

(長崎監査士会監査)

新	旧
様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 貸借対照表 (略) 資産の部 (略) II 固定資産 (1) 有形固定資産 (略) 土地 ××× リース資産 ××× 減価償却累計額 △××× (略) その他 ××× (略) 有形固定資産合計 ××× (2) 無形固定資産 (略) のれん ××× リース資産 ××× その他 ××× 無形固定資産合計 ××× (3) 投資その他の資産 (略) 破産更生債権等 ××× (略) その他 ×××	様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 貸借対照表 (略) 資産の部 (略) II 固定資産 (1) 有形固定資産 (略) 土地 ××× (新設) (略) その他 ××× (略) 有形固定資産計 ××× (2) 無形固定資産 (略) のれん ××× (新設) その他 ××× 無形固定資産計 ××× (3) 投資その他の資産 (略) 破産債権、更生債権等 ××× (略) その他 ×××

<p>(略)</p> <p><u>投資その他の資産合計</u> ×××</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">負債の部</p> <p>I 流動負債</p> <p>(略)</p> <p><u>短期借入金</u> ×××</p> <p><u>リース債務</u> ×××</p> <p>(略)</p> <p>II 固定負債</p> <p>(略)</p> <p><u>長期借入金</u> ×××</p> <p><u>リース債務</u> ×××</p> <p>(略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債</u>に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>流動資産</u>の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。<u>投資その他の資産</u>の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、<u>投資その他の資産</u>に「親会社株式」の科目をもって記載すること。</p> <p>8～14 (略)</p> <p>15 「<u>リース資産</u>」に区分される資産については、<u>有形固定資産</u>に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は<u>無形固定資産</u>に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。</p>	<p>(略)</p> <p><u>投資その他の資産計</u> ×××</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">負債の部</p> <p>I 流動負債</p> <p>(略)</p> <p><u>短期借入金</u> ×××</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>II 固定負債</p> <p>(略)</p> <p><u>長期借入金</u> ×××</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 「<u>流動資産</u>」、「<u>有形固定資産</u>」、「<u>無形固定資産</u>」、「<u>投資その他の資産</u>」、「<u>流動負債</u>」、「<u>固定負債</u>」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 「<u>流動資産</u>」の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。「<u>投資その他の資産</u>」の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する「親会社株式」についても同様に、「<u>投資その他の資産</u>」に「親会社株式」の科目をもって記載すること。</p> <p>8～14 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>。)に含めて記載することができる。</p> <p>16～21 (略)</p> <p>様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <p>(略)</p> <p>IV 営業外収益</p> <p><u>受取利息及び配当金</u> ×××</p> <p>(略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>兼業事業</u>とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。</p> <p>6 「雑費」に属する費用で<u>販売費及び一般管理費</u>の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 <u>特別利益</u>に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。</p> <p>11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は<u>特別損失</u>に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。</p> <p>12・13 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）</p> <p style="text-align: center;">注記表</p> <p>(略)</p>	<p>15～20 (略)</p> <p>様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <p>(略)</p> <p>IV 営業外収益</p> <p><u>受取利息配当金</u> ×××</p> <p>(略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 「<u>兼業事業</u>」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。</p> <p>6 「雑費」に属する費用で「<u>販売費及び一般管理費</u>」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 「<u>特別利益</u>」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。</p> <p>11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「<u>特別損失</u>」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。</p> <p>12・13 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）</p> <p style="text-align: center;">注記表</p> <p>(略)</p>
---	--

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 (略)
- 3 貸借対照表関係
  - (1)～(5) (略)
  - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 4 損益計算書関係
  - (1) (略)
  - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
  - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
  - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
  - (5) (略)
  - (6) (略)
- 5～7 (略)
- 8 金融商品関係
  - (1) 金融商品の状況
  - (2) 金融商品の時価等
- 9 賃貸等不動産関係
  - (1) 賃貸等不動産の状況
  - (2) 賃貸等不動産の時価
- 10～14 (略)

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社		持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし	
		公開会社 株式譲渡 制限会社	

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 (略)
- 3 貸借対照表関係
  - (1)～(5) (略)
- (新設)
- 4 損益計算書関係
  - (1) (略)
  - (2) 「売上高」のうち関係会社に対する部分
  - (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
- (新設)
- (4) (略)
- (5) (略)
- 5～7 (略)
- (新設)
- (新設)
- (8～12) (略)

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社		持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし	
		公開会社 株式譲渡 制限会社	

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2～7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 <u>金融商品関係</u>	○	○	×	×
9 <u>賃貸等不動産関係</u>	○	○	×	×
10 <u>関連当事者との取引</u>	○	○	×	×
11 <u>一株当たり情報</u>	○	○	×	×
12 <u>重要な後発事象</u>	○	○	×	×
13 <u>連結配当規制適用の有無</u>	○	×	×	×
14 <u>その他</u>	○	○	○	○

2～5 (略)

- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、以下の要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善

1 継続企業の前提に重要な疑義を <u>抱かせる</u> 事象又は状況	○	×	×	×
2～7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				
(新設)				
8 <u>関連当事者との取引</u>	○	○	×	×
9 <u>一株当たり情報</u>	○	○	×	×
10 <u>重要な後発事象</u>	○	○	×	×
11 <u>連結配当規制適用の有無</u>	○	×	×	×
12 <u>その他</u>	○	○	○	○

2～5 (略)

- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、以下の要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在す



するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。

(5) (略)

注3

(1)～(5) (略)

(6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注4～注7 (略)

注8 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注9 貸貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

る場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載する。

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

(新設)

(5) (略)

注3

(1)～(5) (略)

(新設)

注4～注7 (略)

(新設)

(新設)

注10 「関連当事者」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

(削る)

①～③ (略)

注13 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注14 注1から注13に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸借対照表

(略)

資産の部

(略)

II 固定資産

(略)

破産更生債権等 ××

(略)

記載要領

1～4 (略)

5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6～9 (略)

注8 「関連当事者」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。重要性の乏しい取引については記載を要しない。

① 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。

①～③ (略)

注11 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注12 注1から注11に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸借対照表

(略)

資産の部

(略)

II 固定資産

(略)

破産債権、更生債権等 ××

(略)

記載要領

1～4 (略)

5 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6～9 (略)

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 損益計算書 （略） IV 営業外収益 受取利息及び配当金 ×× （略） 注 工事進行基準による完成工事高 記載要領 1～5 （略） 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。 7 （略） 8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。	様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 損益計算書 （略） IV 営業外収益 受取利息配当金 ×× ×× （略） 注 工事進行基準による「完成工事高」 記載要領 1～5 （略） 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。 7 （略） 8 注は、工事進行基準による完成工事高が完成工事高の総額の10分の1を超える場合に記載すること。
--	---



岩手県知事許可業者に係る  
経営事項審査について

平成22年4月1日以降、岩手県知事許可業者に係る経営事項審査については、下記のとおり実施しますので、十分ご注意のうえ申請していただきますようお願いいたします。

1 実施日程

右実施日程のとおり予定します。

審査完了日とは、申請書を受領し、記載事項の修正や添付資料の追加提出等を含め、申請の一切が完了した日を指します。

なお、審査の実施状況を踏まえ、変更する場合があります。

2 広域振興局等における審査の予約方法

実施日程を確認のうえ、主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部(土木センター)あて、「経営規模等評価申請等申込票」(往復はがき)を送付してください。

申込票到着後、原則2週間以内の日時を申請等日時として指定し、申請場所と併せて指定票により通知します。

3 経営規模等評価結果又は総合評定値の通知

「経営規模等評価結果通知書」又は「総合評定値通知書」により、実施日程に基づき通知します。

通知日前に発送することはできませんので、経営事項審査の有効期間(審査基準日から1年7か月)を踏まえ、時間的余裕を見込んだうえで早めの申請を行ってください。

原則、月曜 審査完了日	原則、審査完了日 の翌々週木曜 結果通知書等 発送予定日 (結果通知日)
平成22年	
4月 5日(月)	4月22日(木)
4月19日(月)	5月13日(木)
5月10日(月)	5月27日(木)
5月24日(月)	6月10日(木)
6月 7日(月)	6月24日(木)
6月21日(月)	7月 8日(木)
7月 5日(月)	7月22日(木)
7月20日(火)	8月 5日(木)
8月 2日(月)	8月19日(木)
8月16日(月)	9月 2日(木)
8月30日(月)	9月16日(木)
9月13日(月)	9月30日(木)
9月27日(月)	10月14日(木)
10月12日(火)	10月28日(木)
10月25日(月)	11月11日(木)
11月 8日(月)	11月25日(木)
11月22日(月)	12月 9日(木)
12月 6日(月)	12月24日(金)
12月20日(月)	
平成23年	
1月11日(火)	1月13日(木)
1月24日(月)	1月27日(木)
2月 7日(月)	2月10日(木)
2月21日(月)	2月24日(木)
3月 7日(月)	3月10日(木)
	3月24日(木)

## 全国研修会報告

平成21年度全国研修会が12月10日、11日の両日、日本行政書士会館地下講堂にて実施され、当会より業務部の大澤部長、芳賀部員の両名が参加しました。

研修会は、10日12時より11日15時まで講義時間90分の6項目で、各研修項目は以下の通りです

- 1 〈運輸交通関係業務〉  
乗合タクシーの導入手続きについて
- 2 〈農林建設関係業務〉  
経営事項審査の概要について
- 3 〈保健衛生風俗営業関係業務〉  
廃棄物処理の関連諸申請について
- 4 〈社労税務経営関係業務〉  
新公益法人制度（移行認定）について
- 5 〈権利義務事実証明に関する業務〉  
実務的観点から見た遺言作成の留意点
- 6 〈国際関係業務〉  
出入国管理及び難民認定法の改正について

冒頭、連合会会長より、全国研修会は法改正やタイムリーな情報提供のために中央研修所が実施するものと挨拶があり、会員皆様へ「先頃より入管に関する行政書士の不祥事が新聞を賑わせている。業務研修とともにコンプライアンスの研修を実施してもらいたい」との要望もありました。

続いて中央研修所所長より、「行政書士に一番要求されるものは自己研鑽。資質の向上は以前から叫ばれているが、今ほど重要なときはない。最重要ポイントとして、全国4万人の会員が同じようなレベルで講習を受け、同じようなレベルで全国の方々の相談に応じるような行政書士をつくりあげたいというのが研修所の願い」と開講の挨拶がありました。全国研修の伝達方法として、研修会の実施も予定しましたが、全国研修の内容、日程の関係から昨年同様、要旨をまとめて報告する事にしました。

- 1 乗合タクシーの導入手続きについて  
過疎化の進行や少子高齢化の進展を受け、コミュニティバスや乗合タクシー、デマンド交通など、地域のニーズに応じて乗合旅客の運送形態は多様化してきており、こうした運送サービスの普及を促進することにより旅客の利便の向上を図る必要性を背景に、道路運送法等の一部を改正する法律が施行3年を経過しました。この法改正に伴い、全市町村数1800のうち約半数の市町村で地域公共交通会議が設置（開催）されています。乗合タクシーの現状としては事業者数628者、車両数3,286輛、コース1,716（平成21年3月現在）。乗合タクシーの運行事例として本県雫石町のあねっこバスも紹介されており、乗合タクシーの導入手続きについては業務研修会として実施したいところです。
- 2 経営事項審査の概要について  
これについては、法改正毎に本会できめ細かく研修会を実施しているので、特に伝達する内容はありません。
- 3 廃棄物処理の関連諸申請について  
これについては、現在、政令市においては、都道府県の許可とは別に許可を取得することになっており、そのため、全国展開している産廃業者は全部で109もの許可を取得しなければならない現状があります。岩手においても、県の許可とは別に、盛岡市（中核市）の許可も必要となっています。この許可制度のあり方を見直して行くという報告がありました。

## 4 新公益法人制度（移行認定）について

これについては、平成20年12月施行に合わせて三浦寛司会員を講師に研修会を実施しました。全国研修会では、平成20年12月に皆様に配布済みのパンフレットを用いての説明でした。

施行1年を経過してこれからが本番とのことです。今後は県の担当者に講師を依頼して、皆様に伝達したい項目です。

## 5 実務的観点から見た遺言作成の留意点

この項目についても、岩手会において本全国研修と遜色のない内容で実施済みです。講師は米国留学を経た元判事で、現在、東京神田公証役場公証人、日本公証人連合会理事長の秋山壽延氏。神田という下町の地域柄、街医者的な実務がほとんどだとか。遺言の内容で最近目につくのは、生命保険金受取人の変更、献体、臓器移植についての遺言。自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言と種類があるが、家庭裁判所に相続人全員が集まっての検認手続きでそれぞれの相続分が明らかになる自筆証書遺言、秘密証書遺言は検認の際、もめごとの要因になり、永久保存・検認不要・改竄のありえない公正証書遺言が安心安全との事。また、遺言能力の確認が大事で、相談に来る人が遺言者本人なのか、相続、遺贈を受けるつもりの人かで対応が異なること。これは行政書士として相談を受けるときも留意する点にならうかと思えます。

遺言作成上、なぜこういう遺言をするのかを詳細にするために付言のかたちで、いろいろなことが書けるので、有効に利用すべきこと。その他一切の財産という文言は相続財産に漏れないよう書いたほうがよいこと等、実務的な話を聞くことができました。

2006年現在、65歳以上の人口2千万人、2020年には3千万人と推定される中、遺言数8万4千件の現状から相続時のトラブル回避のため、遺言のススメの提言もありました。行政書士としても、もっと遺言を活用すべきと感じたところです。

## 6 出入国管理及び難民認定法の改正について

本研修は、新たな在留管理制度の導入をメインに説明がありました。平成21年7月に成立し、平成24年7月頃施行となる予定です。新たな在留管理制度は、これまでの入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的にひとつにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。

我が国に中長期にわたり適法に在留する外国人が対象となり、在留カードが交付されるほか、届出手続きなどが変わります。在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続きを原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人について更に利便を図ることが可能になります。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴い、外国人登録制度は廃止されることとなります。市町村で行っている現行制度は廃止となるということです。平成24年の施行に向けて、制度設計中とのことなので、新たな情報を入手したい業務部としても何らかのかたちで皆様に報告したいと考えています。

全国研修会後、司会者より「インターネットで多くの情報を得ることが出来るようになったが、各省庁の担当者から直接話を聞く本研修会も貴重なものである。しかし全国から会員を集めての現行の研修は、参加者にとってたいへんな負担が伴う。今後の研修会のあり方については模索中である。決まりしだい追って連絡するものである」と閉講の挨拶があり、2日間にわたる研修会も無事終了しました。

全国研修の資料等を希望される会員は講師レジュメ等綴りが事務局にありますのでコピー代金実費にて請求されるようお願いいたします。

報告者 業務部 芳賀英明部員（宮古支部）





ホームページ掲載情報 <http://iwate-gyosei.jp/index.html>



2009年12月～2010年2月掲載分

「topics」

- 10.02.23 クーリング・オフ(無条件解約)を妨害された！！  
【消費生活緊急注意報第4号】  
(岩手県県民生活センター)
- 10.02.01 2月22日は「行政書士記念日」です。  
(日本行政書士会連合会)
- 10.01.15 債務整理をするとうたった電話勧誘に注意！  
(国民生活センター)
- 10.01.04 「国民の声」の募集開始について  
(規制改革会議)
- 09.12.25 自動車の登録、検査手続きについてのお願い  
(東北運輸局 岩手運輸支局)
- 09.12.23 内部統制及び住宅瑕疵担保履行法に関する説明  
会 (国土交通省 東北地方整備局)

「業務関連」

- 10.02.26 岩手県知事許可業者に係る経営事項審査につ  
いて(岩手県) (平成22年度の実施日程)
- 10.02.08 建設業法施行規則の一部改正省令等の施行に  
ついて(日行連 第一業務部)
- 10.02.05 平成 21・22 年度県営建設工事  
競争入札参加資格審査申請(中間年)の受付につ  
いて(岩手県)
- 10.01.22 著作権法改正等について(文化庁)
- 10.01.13 「産業廃棄物の適性処理のために」パンフレット  
(岩手県 平成21年度改訂版)
- 09.12.29 農地等の権利取得の届出に関する周知活動への  
協力について
- 09.12.03 農地の相続等の届出制度の創設について  
(農林水産省)

「電子申請」

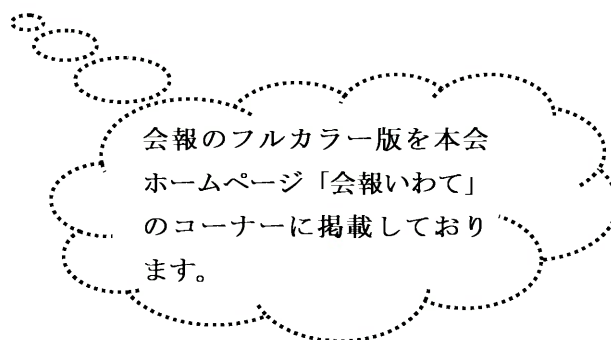
- 10.03.09 目安箱の設置について  
(日行連 電子申請推進委員会)

「研修会」

- 10.02.19 外国人・技能実習制度研修の開催について  
(日行連)
- 10.02.19 平成21年度第7回業務研修会開催のご案内  
(中小企業支援業務 DVD 研修)

「事務局通信」

- 10.03.09 「日本行政」表紙用写真を募集します！  
(日行連 広報部)
- 10.02.24 軽自動車登録無料相談員の募集について
- 10.02.24 自動車登録無料相談員の募集について
- 10.02.03 宮城県行政書士会主催行政書士記念日講演



表紙写真 岩手公園にて

マンサク (満作)

名前の由来は春に他の花に先駆けて咲く  
ので”まず咲く” → ”まんさく” になっ  
たとか、また、花がたくさんつくので「豊年  
満作」から命名されたともわれています。





# 本会の動き

2009年12月

- 2 東北地協主催第1回業務研修会  
於：仙台市 東京エレクトロン宮城  
13：30～16：30 中澤会長出席
- 3 川徳無料相談会 10:00～16：00  
横山 勝会員
- 9 成年後見制度一般社団法人設立に係る  
担当者会議 於：東京 フォーラム8  
13：30～17：00  
成年後見サポートセンター隅田副委員長出席
- 10～11 平成21年度全国研修会  
於：行政書士会館  
大澤業務部長、芳賀英明業務部員出席  
運輸関係業務、農林建設関係業務、  
保健衛生風俗営業関係業務  
社労税務経営業務、権利義務・事実証明業務、  
国際関係業務
- 12 司法研修会 「行政法」  
於：農林会館7階 第1会議室  
13：00～17：00 23名参加  
講師：岩手大学人文社会学部 高野 修教授
- 18 第4回総務・経理部部会  
14：00～16：30 於：事務局  
中澤弘文会長以下7名
- 19 第3回業務研修会  
於：農林会館7階 第3会議室  
10：00～17：30 14名参加  
「成年後見業務の倫理」「法定後見制度の基礎」  
講師：成年後見サポートセンター  
岡田秀治委員長  
「成年後見制度の基礎」講師：多田恵美子会員  
「任意後見制度の基礎」講師：神山重久
- 22 第4回業務研修会 於：エスポワールいわて  
14：00～16：30 44名参加  
「建設業許可Q&A」講師：中屋敷 裕会員
- 28 第3回正副会長会 於：事務局  
15：00～16：30 中澤弘文会長以下3名  
第5回総務・経理部部会 13：30～16：30  
於：事務局 十文字副会長以下4名  
仕事納め

2010年1月

- 4 仕事初め
- 8 新年挨拶回り  
中澤会長、中屋敷、十文字副会長  
県知事室、農業振興課、建設技術振興課、  
市町村課、NPO・文化国際課  
IT推進課、資源循環推進課、  
県警察本部生活安全課、岩手日報社  
第6回総務・経理部部会 10：00～15：00  
於：事務局 廣嶋部長以下3名
- 13 第5回業務研修会 13：30～16：00  
於：ホテルルイズ 参加者43名  
「自動車登録業務について」  
講師：米澤 剛会員（紫波支部）  
「改正農地法について」  
講師：畠山 弘会員（盛岡支部）  
新年のつどい 16：30～ 於：ホテルルイズ  
参加者26名
- 16 第3回業務研修会（2日目）  
於：農林会館7階 第3会議室  
13：30～18：00 参加者16名  
「介護保険等成年後見制度の周知制度」  
講師：いわて成年後見サポートセンター  
岡田秀治委員長  
「認知症の基本理解」  
講師：岩手和敬会青山和敬荘施設長  
社会福祉士 佐々木裕彦  
「事例研究」  
講師：いわて成年後見サポートセンター  
岡田秀治委員長  
講師：いわて成年後見サポートセンター  
神山重久委員  
「効果測定」
- 21 日行連理事会 於：日行連 13：00～16：00  
中澤会長、中屋敷副会長出席
- 22 日行連賀詞交歓会  
於：グランドプリンスホテル赤坂  
中澤会長・中屋敷副会長出席

- 26～27 ADR機関認証申請研修会  
 於：日行連 13：30～16：30  
 横山勝申請取次管理委員長出席  
 第5回選挙管理委員会 於：事務局  
 13：30～16：00 千葉選管委員長以下3名  
 役員選挙に係る懸案事項の検討について
- 29 岩手県社会福祉協議会主催  
 法人後見に関する情報交換会 15:00～17：00  
 於：ホテルニューカリーナ  
 いわて成年後見サポートセンター  
 岡田委員長出席
- 2010年2月
- 4 川徳無料相談 10：00～16：00  
 坂本真悦会員
- 9 日行連 第3業務部会 於：日行連  
 13：30～17：00 中澤会長出席  
 産業廃棄物協会運営委員会  
 於：産廃協会 13：30～14：00  
 同理事会  
 14：15～中屋敷副会長出席
- 10 日行連 第3業務部会 於：日行連  
 9：30～12：00 中澤会長出席
- 18 第6回業務研修会 於：岩手県自動車会館  
 13：30～16：00 参加者30名  
 「自動車登録実務」  
 講師：岩手運輸支局 主席運輸企画専門官  
 松沢和幸氏  
 講師：岩手運輸支局 上席自動車登録官  
 佐藤宏也氏
- 19 日行連成年後見研修会 於：日行連  
 12：00～17：00  
 いわて成年後見サポートセンター  
 隅田哲晴副委員長出席
- 22 盛岡家庭裁判所へ成年後見人等  
 候補者名簿提出  
 中澤会長  
 いわて成年後見サポートセンター  
 岡田秀治委員長
- 25～26 日行連 ADR機関認証申請研修会  
 於：日行連 13：30～17：00  
 廣嶼文哉司法ADR委員長出席

- 6 「消費者保護と行政書士」研修会  
 於：秋田会  
 中澤会長、中屋敷副会長、  
 隅田企画開発部長出席  
 東北地方協議会北東北3県 業務開発に関  
 する研修会打合せ  
 於：秋田会  
 中澤会長、中屋敷副会長、  
 隅田企画開発部長出席
- 27 第6回いわて成年後見サポートセンター委  
 員会 於：農林会館7階  
 10:00～17:00  
 岡田秀治委員長以下4名  
 いわて成年後見サポートセンター内規及び  
 研修基準案の検討



### 日行連と東北地方協議会連絡会開催

平成21年11月24日、25日に日行連と東北地方協議会との連絡会が宮城県松島町にて開催されました。

会議の議題は

- ・日行連の当面の諸課題及び事業の説明
- ・単位会の現状説明と日行連への要望
- ・諸問題に対する意見交換

で、日行連北山会長、梅林専務理事から説明を受けるとともに、意見交換が行われました。



## 会員の動向

平成22年3月31日現在

### 入会

おめでとうございます

中屋敷 修士 (二戸支部)

事務所 一戸町西法寺字稲荷 17 番地 2

電話 0195-33-2386

平成22年2月1日 登録・入会

事務所・住所  
電話の移転、変更

よろしくお願ひします

土屋 麻紀 (盛岡支部)

新電話 050-3302-3949

佐藤 啓郎 (一関支部)

新事務所 一関市字相去 83 番地 3

佐々木 安吉 (盛岡支部)

新事務所 盛岡市向中野字向中野 16 番地 3

新電話 019-635-7169

伊藤 紀和 (盛岡支部)

新事務所 盛岡市箱清水二丁目 4 番 66 号

新電話 019-662-0232

畠山 和人 (北上支部)

新事務所 北上市大通り二丁目 2 番 22 号

白岩 英紀 (遠野支部)

新事務所 遠野市上組町 2 番 23 号

野里 壽史 (久慈支部)

新事務所 洋野町種市第 23 地割 62 番地 8

### 退会

大変お疲れ様でした

佐々木 正之 (水沢支部)

平成22年3月31日 退会

田鎖 光昌 (紫波支部)

平成22年3月31日 退会

鈴木 良悦 (遠野支部)

平成22年3月31日 退会

川端 弘行 (宮古支部)

平成22年3月31日 退会

### 訃報

ご冥福をお祈りいたします

佐藤 健一 (盛岡支部)

平成21年11月18日

盛岡市下の橋町 6-4

